

# 第 83 回

## 定時株主総会招集ご通知

### 日 時

2022年6月28日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

### 場 所

大阪市北区中之島4丁目2番30号  
中央自動車工業株式会社  
本社5階ホール

※ 末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

### 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件

書面により議決権行使いただく場合は、  
2022年6月24日（金曜日）24時までに  
ご返送お願い申し上げます。

### 目 次

第83回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	25
監査報告書	28
株主総会参考書類	33

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、  
可能な限り書面（郵送）またはインターネット  
等による事前の議決権行使をご検討いただき、  
株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い  
申し上げます。感染拡大防止に向けた対応  
につきましては、P.2をご参照ください。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**CENTRAL** 中央自動車工業株式会社

（証券コード 8117）

## 企業理念

世界のネットワークを通じて環境にやさしく、  
安全と豊かなカーライフを創造して、社会に貢献する。

## 基本方針

- (1) お客様の潜在ニーズを読み、期待を上回る新しい商品・サービスの開発を通じて需要を創造します。
- (2) 全てのお客様・お取引先様への感謝の念を忘れず、徹底したサービス体制を通じて、信頼とお役に立つ中央を目指します。
- (3) 役員・社員の能力と生活向上を通じて、社会的責任を果たす開発型企業を目指します。

## 基本戦略

- (1) 常に技術革新を追究し、お客様に感動頂けるオンリーワンの「開発型企業」を目指します。
- (2) 経営資源を当社の強みの部門と新しい事業開発に投下し、将来の礎を築くと共に、開発型企業の基盤を強化します。
- (3) 徹底した現場訪問と情報収集の強化をはかり潜在ニーズの先取りをします。
- (4) 教育体制の充実と共に役員・社員は自己成長に努めます。

(証券コード 8117)  
2022年6月7日

株 主 各 位

大阪市北区中之島4丁目2番30号  
**中央自動車工業株式會社**  
代表取締役社長 坂 田 信一郎

## 第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催させていただきますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、事情をご推察のうえ、できるだけ書面または電磁的な方法（インターネット等）によって議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月24日（金）24時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区中之島4丁目2番30号  
中央自動車工業株式会社 本社5階ホール

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第83期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第83期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 招集通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
  - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合および新型コロナウイルス等の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎ 上記インターネット上の当社ウェブサイトは、<https://www.central-auto.co.jp/outline/kabu.html>です。
  - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

## 第83回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染拡大防止にむけた対応について

2022年6月28日（火）に当社第83回定時株主総会を開催いたしますが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による感染拡大防止に向けた当社の対応につきまして、下記の通りご案内申し上げます。株主の皆様におかれましては、事情をご推察のうえ、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

### 1. 株主の皆様へのお願いとご案内

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、[可能な限り書面（郵送）またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。](#)なお、議決権行使期限は、2022年6月24日（金）24時までとなっております。
- ご出席を希望される株主様におかれましても、株主総会開催日当日までの感染状況や政府・地方自治体の発表内容を十分にお確かめのうえ、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご検討ください。特にご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている株主様におかれましては、ご来場について慎重なご判断をお願い申し上げます。

### 2. ご来場される株主様へのお願いとご案内

- 当日は、会場の入口で検温をさせていただくことがあります。また、発熱などの症状があると認められる方には入場をお断りする場合があります。
- 会場内では、マスクの常時着用や、アルコール消毒液のご使用等をご協力お願い申し上げます。
- 感染予防策の一環として、[間隔をあけた座席配置などを検討しており、充分なお席が確保できない場合がございます。なお、満席となった場合には、入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。](#)
- [ご来場の株主様へのお土産は廃止とさせていただきます。](#)何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 当社の対応について

- 株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
- 当日は、当社出席者及び運営スタッフは、当日の朝、体温と体調確認を行ったうえで、マスク着用で対応させていただきます。
- ご来場の株主様で、体調不良と見受けられる方には、お声がけをさせていただき、感染予防へのご協力をお願いすることがございます。

今後の状況により株主総会の開催や運営予定に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

以上

# 議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。33ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 議決権の行使方法について

### ○事前の行使方法

#### インターネット等にて行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年6月24日(金曜日) 24時まで

詳細は、次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。

#### 書面にて行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

**行使期限** 2022年6月24日(金曜日) 24時到着

### ○当日の行使方法

#### 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2022年6月28日(火曜日) 午前10時

## 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権をご行使される場合は、**2022年6月24日（金曜日）24時まで**に、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

## ■インターネット等による議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネット等による議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン等インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）  
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

The screenshot shows the login page of the proxy voting site. It has fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード または仮パスワード' (Password or Temporary Password). There is a 'ログイン' (Login) button and a 'パスワード変更' (Change Password) button. A blue arrow points to the 'ログイン' button. Below the screenshot is the caption '入力後、「ログイン」をクリック' (After input, click 'Login').

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

The screenshot shows the password change page. It has fields for '現在のパスワード' (Current Password), '新しいパスワード' (New Password), and '新しいパスワード(確認用)' (New Password (Confirmation)). There is a '送信' (Send) button. A blue arrow points to the '送信' button. Below the screenshot is the caption '入力後、「送信」をクリック' (After input, click 'Send').

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 第83期事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が依然として続き、経済活動の自粛等により企業活動に大きな影響を及ぼしました。ワクチン接種の普及により景気回復の兆しが見られたものの、変異株の感染再拡大に加え、地政学的リスクの高まりにより、世界経済に深刻な懸念が生じております。

国内の新車総販売台数（軽を含む）は、堅調な受注状況のなか、半導体不足やコロナ禍によるサプライチェーンの混乱での減産により供給が追いつかず、前年比9.5%減の約422万台で、3年連続の前年割れとなりました。内訳は、登録車が同8.2%減の約266万台で、軽自動車においても同11.5%減の約155万台となりました。

このような景況下、当社では、感染防止対策を継続し、地域密着型営業を推進しながら異業種を含めた新規開拓に一層注力するとともに、引き続き付加価値の高いオリジナル商材等の更なる拡販に努めました。また、人員の拡充とサービス体制の強化により、新たな需要に対応したビジネスモデルの構築に注力いたしました。

これにより、当社グループの売上高は306億93百万円（前年比111%）、営業利益は64億83百万円（同120%）、経常利益は69億66百万円（同116%）、親会社株主に帰属する当期純利益は46億89百万円（同121%）となりました。

当期末の配当金につきましては、1株当たり36円とさせていただきますたく存じます。

すでに中間配当金として1株当たり34円をお支払いいたしておりますので、通期の1株当たりの配当金は普通配当で前期比10円増配の70円となります。

セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

#### （自動車部品・用品等販売事業）

当セグメントにおきましては、国内部門では、新車販売の減少による影響を受けましたが、感染防止対策を継続しながら地域密着型営業を一層強化し、新商品および高付加価値商材の拡販と新規開拓に注力しました。また、中之島R&Dセンターを活用し、更に性能を高めた新商品の開発を進めるとともに、法改正を見据えたアルコール検知器の拡販およびブランド構築に努めました。

海外部門では、需要の回復がみられるなか、コロナ禍によるコンテナ船不足や運賃の高止まり等の影響を受けましたが、顧客・仕入先はもとより物流業者とも連携し需要に対応するとともに、引き続き現地拠点やオンラインを活用した新規提案に努めました。

連結子会社のセントラル自動車工業株式会社は、主力商品であるCPCブランド商材の生産および前期より生産を開始した新商品・新規ブランド商材の増産に加え、新規アイテムの追加により生産量が増加しましたが、生産設備の増設と人員の増員により迅速に対応いたしました。

これにより、売上高は250億22百万円（前年比111%）、セグメント利益につきましては60億72百万円（同109%）となりました。

#### （自動車処分事業）

当セグメントにおきましては、連結子会社の株式会社ABTは、コロナ禍による交通量減少や安全装置の普及のなか、前年度とほぼ同水準の取扱い台数となりましたが、中古車市場の活況や鉄スクラップ相場の高騰を追い風とし、効率的かつ安定した事業運営に努めました。

これにより、売上高は56億70百万円（前年比113%）、セグメント利益につきましては4億9百万円（前年同期セグメント損失1億76百万円）となりました。なお、前連結会計年度においては、株式会社ABTの子会社化に伴う無形固定資産の減価償却費4億25百万円を計上しておりましたが、当該無形固定資産の償却につきましては、2020年11月をもって終了しております。



## (2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、長期化する新型コロナウイルスの影響とともに、ロシア・ウクライナ情勢や円安を通じた原材料価格の上昇など、経済活動に深刻な懸念が生じております。混乱する情勢のなか、物流体制の確保や安全保障面等、サプライチェーン全体の再構築が必要となり、景気の先行きは一層不透明となっております。

こうした状況下、当社グループは、国内外における市場環境の変化を注視し、新たに生まれる潜在ニーズに対応すべく新商品の開発と改良を進めながら、地域密着型営業を通じて、新規開拓ならびにお客様と更なる関係強化を図るため、営業拠点と人員体制の拡充に努めてまいります。また、半導体をはじめとする電子部品等の原材料不足の環境下、2022年10月施行の道路交通法施行規則改正に向け、アルコール検知器の安定供給に向けて努力し、新たな市場開拓とブランド構築を積極的に進めてまいります。さらに、「経営企画室」を中心としたM&Aや新規ビジネスへの積極的な投資と、新たに設置した「経営諮問委員会」によるコーポレートガバナンス体制の構築を推進するとともに、公共施設に対する衛生管理商品の寄贈等、社会と共存する企業としてSDGsやESGへの投資も継続しながら、企業価値向上に積極的に取り組んでまいります。

そして、当社の将来を担う持続可能な企業を志向する人材を育成するため、「インテグリティ」を行動指針として掲げ、教育体制の更なる強化と業務効率化を実現した労働環境の整備を通じて営業力と組織力の向上を図り、新たな需要を創造しながら社会に貢献できる開発型企業として株主の皆様のご期待にお応えする所存でございます。

何卒一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 財産および損益の状況の推移

#### ① 連結決算の状況

区 分	第 80 期 (2019年3月期)	第 81 期 (2020年3月期)	第 82 期 (2021年3月期)	第 83 期(当期) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	21,770	25,943	27,571	30,693
経常利益 (百万円)	4,758	5,358	6,004	6,966
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,392	3,875	3,864	4,689
1株当たり当期純利益 (円)	188.09	213.81	211.01	255.79
総資産 (百万円)	30,050	34,505	39,386	43,387
純資産 (百万円)	24,888	28,120	33,536	36,812
1株当たり純資産 (円)	1,379.39	1,535.15	1,828.71	2,005.56

- (注) 1. 第81期には特別利益として投資有価証券売却益1,064百万円が含まれております。  
特別損失として投資有価証券評価損749百万円、減損損失36百万円が含まれております。
2. 第82期には特別損失として貸倒損失116百万円、投資有価証券評価損5百万円が含まれております。
3. 第83期については、「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

#### ② 個別決算の状況

区 分	第 80 期 (2019年3月期)	第 81 期 (2020年3月期)	第 82 期 (2021年3月期)	第 83 期(当期) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	19,779	22,083	21,729	24,274
経常利益 (百万円)	4,400	5,428	5,767	6,278
当期純利益 (百万円)	3,043	3,892	3,705	4,260
1株当たり当期純利益 (円)	167.88	213.62	201.29	231.20
総資産 (百万円)	26,209	29,897	33,042	36,255
純資産 (百万円)	21,916	25,113	28,368	31,229
1株当たり純資産 (円)	1,208.30	1,365.24	1,540.23	1,693.99

- (注) 1. 第81期には特別利益として投資有価証券売却益947百万円が含まれております。  
特別損失として投資有価証券評価損677百万円、関係会社株式評価損49百万円、減損損失36百万円が含まれております。
2. 第82期には特別損失として貸倒損失116百万円、投資有価証券評価損5百万円が含まれております。
3. 第83期には特別損失として関係会社株式評価損61百万円が含まれております。

#### (4) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
セントラル自動車工業株式会社	50 <sup>百万円</sup>	78.96 %	自動車用品製造販売
CAPCO PTE LTD	S \$ 500,000	100.00 %	自動車部品、用品販売 および輸出入
CAPCO USA, INC.	US \$ 803,000	100.00 %	自動車部品、用品販売 および輸出入
株式会社A B T	10 <sup>百万円</sup>	100.00 %	自動車処分事業

#### (5) 主要な事業内容

自動車部品・用品等 当社 自動車部品、用品および新商品ならびに関連サービスの  
販売事業 連結子会社 の開発・販売、輸出入  
自動車処分事業 連結子会社 自動車用品製造および自動車部品、用品販売ならびに  
損害保険会社の全損認定車両処分に関わる業務

#### (6) 主要な営業所および工場

- ① 当社  
(a) 本社：大阪市北区中之島4丁目2番30号  
(b) 国内事業所  
支社：札幌、仙台、北関東（栃木県）、東京、名古屋、大阪、福岡  
営業所：仙台支社盛岡営業部（岩手県）、北関東支社高崎営業部（群馬県）、  
静岡、金沢、広島、高松、福岡支社南九州営業部（熊本県）  
研究開発施設：中之島R&Dセンター（大阪府）  
物流センター：東日本物流センター（埼玉県）、西日本物流センター（兵庫県）  
(c) 海外事業所 デトロイト（米国）、シンガポール、ドバイ（UAE）、  
ジャカルタ（インドネシア）、マニラ（フィリピン）、広州（中国）、  
ヤンゴン（ミャンマー）、台北（台湾）  
クアラルンプール（マレーシア）、ホーチミン（ベトナム）
- ② 連結子会社（国内）  
セントラル自動車工業株式会社 本社工場（大阪府）  
株式会社A B T（東京都）
- ③ 連結子会社（海外）  
CAPCO PTE LTD（シンガポール）、CAPCO USA, INC.（米国）

## (7) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
302名(4名)	10名増(4名減)

(注) 従業員数は就業人員数であります。また、従業員数欄の( )内は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
258名	6名増	41.1歳	15.8年

## 2. 株式に関する事項

- |                |      |             |
|----------------|------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 普通株式 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 普通株式 | 20,020,000株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 |      | 2,884名      |
| (4) 大株主        |      |             |

株主名	持株数	持株比率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,475 <sup>千株</sup>	8.01 <sup>%</sup>
日産東京販売ホールディングス株式会社	1,060	5.75
株式会社三菱UFJ銀行	888	4.82
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	794	4.31
東京海上日動火災保険株式会社	755	4.10
上野万里子	685	3.72
TPR株式会社	663	3.60
光通信株式会社	598	3.25
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	589	3.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	533	2.89

(注) 持株比率は自己株式(1,584,597株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	16,800株	8名

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 当社の会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役に関する事項

(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	坂田 信一郎	(株)石川トヨペットカローラ 社外取締役
専務取締役	鳥野 善文	国内営業本部長
常務取締役	近藤 雅之	東京支社長
常務取締役	住吉 哲也	総務本部長 兼 総務部長 兼 経営企画室長 (株)A B T 取締役
取締役	柿野 雅文	エイスインターナショナルトレード(株) 社外取締役 海外営業本部長 CAPCO PTE LTD 取締役会長 CAPCO USA, INC. 取締役社長
取締役	廣内 学	大阪支社長
取締役	久保井 聡明	久保井総合法律事務所 代表パートナー (株)但馬銀行 社外取締役 田村駒(株) 社外監査役
取締役	増田 文弘	福岡支社長
取締役	酒井 規光	商品開発統括部長 兼 営業開発統括部長
取締役	AHMED SAJJAD	山梨学院大学 准教授
常勤監査役	具足 彰治	
監査役	中山 正隆	エル・アンド・ジェイ法律事務所 所長
監査役	堀内 武文	

- (注) 1. 取締役久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役具足彰治、中山正隆および堀内武文の3氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 当社は、久保井聡明、AHMED SAJJADおよび具足彰治の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 監査役具足彰治氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役久保井聡明氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
6. 取締役AHMED SAJJAD氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
7. 監査役中山正隆氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。

## (2) 責任限定契約に関する事項

当社は、2006年6月27日開催の第67回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

なお、当社と社外取締役および社外監査役においては、会社法第423条第1項の責任について同法第425条第1項に定める損害賠償額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填しております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社および子会社であるセントラル自動車工業株式会社、株式会社A B Tの取締役および監査役であり、特約部分を含め会社負担としております。

## (4) 取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の第728回取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する指針（以下、「決定方針」といいます）を決議しております。また、経営諮問委員会の設置にともない、2021年12月10日開催の第740回取締役会において、一部内容を変更しております。

決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

#### a. 報酬決定における基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬と譲渡制限付株式報酬により構成される固定報酬となっております。基本報酬は、2008年6月13日開催の第507回取締役会により決議された「役員報酬規程」に基づいて決定しております。また、譲渡制限付株式報酬については、社外取締役を除く取締役にのみ支給されるものであり、2017年5月15日開催の第662回取締役会により決議された内容に基づき決定されております。報酬決定の基本方針は、各取締役の業績、貢献度、職位に応じて決定することとし、株主総会が決議した報酬額の限度内で支払うこととしております。

取締役の基本報酬は、年俸制であり、年俸額の12分の1を毎月支給される月例の固定報酬としております。個人別の報酬額については、役員報酬規程に基づき、業績、貢献度、職位に応じて決定することとしております。

譲渡制限付株式報酬は、社外取締役を除く取締役に支給されるものであり、基本報酬とは別枠で、中長期的な企業価値及び株式価値の持続的な向上を図る事を目的とし、導

入しており、毎年株主総会后に締結される譲渡制限付株式割当契約に基づき支給されます。個人別の株式数、報酬額については、本制度の目的、業績、各対象取締役の職責の範囲、取締役の平均在任年数等および諸般の事情を総合的に勘案し決定することとしております。

b. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2010年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額2億80百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議されており、別枠で、2017年6月27日開催の第78回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額60百万円以内と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、2010年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。なお、第71回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は3名であり、第78回定時株主総会終結時の取締役の員数は10名（うち社外取締役1名）であります。

c. 取締役の報酬等の種類別の割合決定に関する事項

当社の役員報酬は業績連動報酬等を支給せず、社外取締役を除く取締役は固定報酬のうち20%前後を一律で非金銭報酬等である譲渡制限株式と引換えにする払込みに充てるための金銭として支給するものとしております。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の基本報酬について、2021年6月24日開催の第733回取締役会において代表取締役社長坂田信一郎に個人別の報酬額等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況について最も熟知し、各取締役個々の担当職務や業務遂行状況等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。また、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会で決議された報酬枠内において、「役員報酬規程」に基づき決定しなければならないものとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、株主総会で決議された報酬枠内において、「役員報酬規程」に基づき決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は2021年12月10日開催の第740回取締役会において、経営諮問委員会を設置しており、今後は、代表取締役社長による決定が適切に行われるようにするため、代表取締役社長が当該決定を行うに当たっては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する経営諮問委員会に原案を諮問し、答申を得た上で、その答申を尊重して決定されていることを確認することを上記委任の条件としております。



② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬			
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	290,829 (13,650)	235,830 (13,650)	54,999 (—)	— (—)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	23,850 (23,850)	23,850 (23,850)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	314,679 (37,500)	259,680 (37,500)	54,999 (—)	— (—)	13 (5)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員の主な活動状況と役割

取締役 久保井聡明氏

当期開催の取締役会15回の全てに出席し、当社の論理に捉われず、弁護士として企業法務を踏まえた客観的視点で、議案審議に必要な発言を行っております。独立性をもって経営の監視を遂行することにより、取締役会の透明性の向上及びコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。

取締役 AHMED SAJJAD氏

当期開催の取締役会15回の全てに出席し、大学教員としての高い見識と幅広い経験に基づき、議案審議に必要な発言を適宜適切に行っております。当社の風土・文化にとらわれないグローバルかつ客観的視点で、取締役会の透明性の向上及びコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。

#### 監査役 具足彰治氏

当期開催の取締役会15回の全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験と財務に関する高い見識から、議論の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、当期開催の監査役会15回の全てに出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席や主要な業務遂行に関する重要文書を開覧し、必要に応じて説明を求めるなど、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

#### 監査役 中山正隆氏

当期開催の取締役会15回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から疑問点を明らかにするため適宜質問し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ取締役の職務執行に助言、提言を行っております。また、当期開催の監査役会15回の全てに出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席により、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

#### 監査役 堀内武文氏

当期開催の取締役会15回の全てに出席し、他社での企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、疑問点を明らかにするため適宜質問するとともに、経営的視点から取締役会の意思決定の監視と有効な助言、提言を行っております。また、当期開催の監査役会15回の全てに出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席により、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、公益財団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容、監査時間、配置人員、職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等について、その相当性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の基本方針および体制

### <取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況>

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年4月30日開催の取締役会および2021年12月10日開催の取締役会において、内容の一部改定を決議しており、その内容は下記のとおりです。

なお、内部統制システムの運用状況の概要については、基本方針に基づいて実施した問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会や経営会議（四半期毎に経営推進委員会、半期毎に予算説明会、総合幹部会）へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、労働安全衛生委員会および品質環境連絡会も毎月定期的に開催しております。コンプライアンス体制については、定期的な社内研修や新卒・中途社員採用時に実施し、コンプライアンス意識の全社的浸透を図っております。

### <内部統制システムの基本方針>

#### (1) コンプライアンスを基本とする企業風土の確立

取締役および従業員が、当社の企業理念・基本方針・基本戦略・行動指針を共有し、コンプライアンスに基づき、円滑なコミュニケーションを通じて、問題の早期発見・早期解決を指向する。

#### (2) 内部統制システムの体制

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役会規則に基づいた取締役会の運営状況および取締役の職務執行状況の確認を実施しております。
  - ・取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する経営諮問委員会を設置し、取締役および監査役の指名・報酬等のほか経営上の重要課題に関する決定プロセスの透明性・客観性の向上を図っております。
  - ・当社の「行動規範」を「コンプライアンスマニュアル」に定めて、定期的な研修の実施を行い、その遵守体制の確立を図っております。
  - ・コンプライアンスに関する社員の苦情相談・通報窓口の設置ならびに、社長を委員長

とするコンプライアンス委員会を設置する等、遵守体制の整備に努めております。

- ・法改正、業務変革等に対応した就業規則、業務マニュアルの改訂・整備を実行しております。
- ・社長の直轄である法務監査部（内部監査部門）を設置し、内部監査とコンプライアンス遵守を主眼とした内部監査を行っております。
- ・監査結果については取締役会、および監査役会への適切な報告と連携強化を進めております。

## ② 業務の適正を確保するための体制

### a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会、経営推進委員会の議事録の作成と管理保存する体制を構築しております。
- ・稟議書・報告書等の権限規程に基づく決裁状況の確認と管理保存する体制を構築しております。
- ・権限規程、文書管理規程等各種規程は適宜見直しを実施しております。
- ・業務上取扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報システム利用規程」、「個人情報保護管理規程」、「内部通報規程」、「インサイダー情報管理規程」等の社内規程を定め、適切な情報管理の運用を行っております。

### b. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- ・リスクマネジメント委員会を設置し、早期発見・早期対策の方針の下、当社グループのリスクに関する事象への全社的対応を行っております。
- ・業務の環境変化に応じた各種規程・マニュアルを整備するとともに、リスク発生を未然に防止するための管理体制の構築を図っております。
- ・災害・事故等の発生時に、適切かつ迅速に対応する危機管理マニュアルの作成等の体制強化を進めております。
- ・研究開発施設である中之島R & Dセンターにおいて、当社取扱い商品の品質・安全性の検証を行っております。

### c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月定例の取締役会を開催し、重要事項の決定を行うとともに、各取締役から業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等の報告をさせることにより、業務執行状況の監督等を行っております。また、全社方針や予算計画を使用人に周知徹底するため、定期的な経営会議を開催しております。
- ・業務分掌規程により、各担当取締役の職務の明確化を実施しております。

- d. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
    - ・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社取締役会に定期的な報告を求め、共通の経営理念の下で事業目的を遂行しうよう指導・助言し、法令や企業倫理を守るコンプライアンス体制の共有を確立しております。
    - ・当社は、グループにおける業務の適正な運営に努めるため、①関係会社の職務の執行に係る事項の報告に関する体制、②損失の危険の管理に関する規程その他の体制、③職務の執行が効率的に行われることおよび法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなどを目的に、「関係会社管理規程」を定めます。
  - e. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - ・取締役および使用人から監査役会に、当社の経営・業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事項について、遅滞なく報告する体制をとっております。
- ③ 監査役の職務の執行に関する体制
- ・監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役の職務を補佐すべき、内部監査その他の使用人を監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、配置します。
  - ・監査役は、取締役会からの指示の実効性の確保に関する事項  
当該使用人の考課、異動などに係る決定には監査役の事前の意見を得ることとし、取締役から独立して業務を行うよう監査役が指示できる体制をとるものとします。
- ④ 当社グループの取締役・監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ・監査役は、取締役会からの指示の実効性の確保に関する事項  
当該使用人の考課、異動などに係る決定には監査役の事前の意見を得ることとし、取締役から独立して業務を行うよう監査役が指示できる体制をとるものとします。
  - ・監査役は、取締役会からの指示の実効性の確保に関する事項  
当該使用人の考課、異動などに係る決定には監査役の事前の意見を得ることとし、取締役から独立して業務を行うよう監査役が指示できる体制をとるものとします。
  - ・監査役は、取締役会からの指示の実効性の確保に関する事項  
当該使用人の考課、異動などに係る決定には監査役の事前の意見を得ることとし、取締役から独立して業務を行うよう監査役が指示できる体制をとるものとします。
  - ・当社は、グループの役員、使用人が法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役、または監査役会に報告するものとします。
  - ・当社は、監査役へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を徹底するものとします。

- ⑤ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・社長は、監査役会や会計監査人と適時適切に会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換するものとします。
  - ・監査役は、法務監査部と緊密な連携を保つとともに、管理部門その他の各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができるものとします。
  - ・当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担するものとします。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・経理部および法務監査部は、当社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築しております。
  - ・法務監査部は内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行っております。
- ⑦ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で対応します。その体制として、コンプライアンスマニュアルに「反社会的行為への対抗に関する行動指針」を定めるとともに、対応部署を総務部および法務監査部とし、不当要求には、警察や弁護士等の外部専門機関と連携する協力体制を整備しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>20,631,242</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,168,560</b>
現金及び預金	14,764,604	支払手形及び買掛金	1,921,039
受取手形及び売掛金	3,340,488	未払法人税等	1,351,398
有価証券	1,000,208	賞与引当金	417,021
商品及び製品	1,225,399	その他	1,479,101
仕掛品	8,224	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,406,379</b>
原材料及び貯蔵品	13,912	繰延税金負債	6,914
前渡金	36,583	退職給付に係る負債	1,290,875
その他	247,201	長期預り保証金	82,700
貸倒引当金	△5,380	未払役員退職金	10,171
<b>固 定 資 産</b>	<b>22,756,452</b>	その他	15,718
(有形固定資産)	(3,876,915)	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,574,940</b>
建物及び構築物	1,101,495	<b>純 資 産 の 部</b>	
機械装置及び運搬具	63,946	<b>株 主 資 本</b>	<b>36,074,055</b>
工具・器具及び備品	95,305	資本金	1,001,000
土地	2,597,790	資本剰余金	4,782,620
その他	18,376	利益剰余金	30,896,841
(無形固定資産)	(4,223,999)	自己株式	△606,406
のれん	4,101,236	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>705,123</b>
商標権	25,004	その他有価証券評価差額金	825,065
ソフトウェア	76,131	繰延ヘッジ損益	△2,443
その他	21,626	為替換算調整勘定	23,407
(投資その他の資産)	(14,655,538)	退職給付に係る調整累計額	△140,905
投資有価証券	12,630,491	<b>非支配株主持分</b>	<b>33,576</b>
長期貸付金	659,808	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>36,812,755</b>
繰延税金資産	596,656	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>43,387,695</b>
その他	769,536		
貸倒引当金	△954		
<b>資 産 合 計</b>	<b>43,387,695</b>		



# 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	30,693,222
売上原価	18,149,313
<b>売上総利益</b>	<b>12,543,908</b>
販売費及び一般管理費	6,060,901
<b>営業利益</b>	<b>6,483,007</b>
営業外収益	540,747
受取利息及び配当金	118,470
持分法による投資利益	315,157
その他の	107,120
営業外費用	57,499
売上債権売却損	22,403
支払手数料	13,592
その他の	21,504
<b>経常利益</b>	<b>6,966,255</b>
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>6,966,255</b>
法人税、住民税及び事業税	2,252,820
法人税等調整額	22,228
当期純利益	4,691,206
非支配株主に帰属する当期純利益	1,942
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>4,689,263</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,001,000	4,732,153	27,423,778	△612,165	32,544,766
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,216,200		△1,216,200
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,689,263		4,689,263
自己株式の取得				△138	△138
自己株式の処分				5,896	5,896
自己株式処分差益		50,467			50,467
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	50,467	3,473,062	5,758	3,529,288
当 期 末 残 高	1,001,000	4,782,620	30,896,841	△606,406	36,074,055

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	972,488	△1,433	15,507	△25,965	960,597	31,633	33,536,997
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,216,200
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							4,689,263
自己株式の取得							△138
自己株式の処分							5,896
自己株式処分差益							50,467
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△147,423	△1,010	7,900	△114,940	△255,473	1,942	△253,530
当 期 変 動 額 合 計	△147,423	△1,010	7,900	△114,940	△255,473	1,942	3,275,757
当 期 末 残 高	825,065	△2,443	23,407	△140,905	705,123	33,576	36,812,755

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>17,956,995</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,916,752</b>
現金及び預金	12,580,768	買掛金	1,393,538
受取手形	21,545	未払金	213,114
売掛金	3,136,234	未払費用	311,883
有価証券	1,000,208	未払法人税等	1,164,413
商品	1,083,247	契約負債	222,362
前渡金	35,217	預り金	217,935
未収入金	1,018	賞与引当金	380,000
その他	103,755	その他	13,505
貸倒引当金	△5,000	<b>固定負債</b>	<b>1,109,165</b>
<b>固定資産</b>	<b>18,298,286</b>	退職給付引当金	1,075,594
(有形固定資産)	(3,739,689)	長期預り保証金	23,400
建物	992,498	未払役員退職金	10,171
機械装置	47,389	<b>負債合計</b>	<b>5,025,918</b>
車両運搬具	15,501	<b>純資産の部</b>	
器具備品	86,656	<b>株主資本</b>	<b>30,784,790</b>
土地	2,597,644	資本金	1,001,000
(無形固定資産)	(101,129)	資本剰余金	4,782,620
商標権	25,004	資本準備金	4,184,339
ソフトウェア	60,724	その他資本剰余金	598,281
その他	15,400	<b>利益剰余金</b>	<b>25,556,884</b>
(投資その他の資産)	(14,457,467)	利益準備金	241,735
投資有価証券	3,948,218	その他利益剰余金	25,315,148
関係会社株式	8,587,019	圧縮記帳積立金	381,499
長期貸付金	659,808	別途積立金	20,004,000
関係会社長期貸付金	38,000	繰越利益剰余金	4,929,649
投資不動産	171,353	<b>自己株式</b>	<b>△555,714</b>
差入保証金	31,828	<b>評価・換算差額等</b>	<b>444,573</b>
繰延税金資産	491,919	その他有価証券評価差額金	447,017
その他	530,320	繰延ヘッジ損益	△2,443
貸倒引当金	△1,000	<b>純資産合計</b>	<b>31,229,364</b>
<b>資産合計</b>	<b>36,255,282</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>36,255,282</b>

# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		24,274,886
売 上 原 価		13,399,304
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>10,875,582</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,829,219
<b>営 業 利 益</b>		<b>6,046,363</b>
営 業 外 収 益		266,466
受 取 利 息	11,257	
受 取 賃 貸 料	62,804	
そ の 他	192,403	
営 業 外 費 用		33,969
支 払 手 数 料	13,592	
賃 貸 収 入 原 価	18,745	
そ の 他	1,631	
<b>経 常 利 益</b>		<b>6,278,860</b>
特 別 損 失		61,000
関 係 会 社 株 式 評 価 損	61,000	
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>6,217,860</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,955,000	
法 人 税 等 調 整 額	2,000	1,957,000
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>4,260,860</b>

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,001,000	4,184,339	547,813	4,732,153	241,735	382,384	17,504,000	4,384,104	22,512,224
当 期 変 動 額									
剰余金の配当								△1,216,200	△1,216,200
圧縮記帳積立金の取崩						△885		885	—
別途積立金の積立							2,500,000	△2,500,000	—
当 期 純 利 益								4,260,860	4,260,860
自己株式の取得									
自己株式の処分									
自己株式処分差益			50,467	50,467					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	50,467	50,467	—	△885	2,500,000	545,545	3,044,659
当 期 末 残 高	1,001,000	4,184,339	598,281	4,782,620	241,735	381,499	20,004,000	4,929,649	25,556,884

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△561,473	27,683,905	686,405	△1,433	684,972	28,368,877
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△1,216,200				△1,216,200
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
当 期 純 利 益		4,260,860				4,260,860
自己株式の取得	△138	△138				△138
自己株式の処分	5,896	5,896				5,896
自己株式処分差益		50,467				50,467
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△239,388	△1,010	△240,398	△240,398
当 期 変 動 額 合 計	5,758	3,100,885	△239,388	△1,010	△240,398	2,860,486
当 期 末 残 高	△555,714	30,784,790	447,017	△2,443	444,573	31,229,364

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

中央自動車工業株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三井孝晃

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹田雅司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央自動車工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央自動車工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

中央自動車工業株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三井孝晃  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹田雅司  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央自動車工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会及び経営推進委員会等の重要な会議に出席（一部オンライン形式を活用）し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受け、調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、法務監査部（内部監査部門）と定期的に会合を設け、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンスコード）への対応等について報告を受け、監査体制の強化をはじめとする監査の品質確保に向けた具体的な取組みについて、説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日  
中央自動車工業株式会社 監査役会  
常勤監査役 具 足 彰 治 ㊟  
監 査 役 中 山 正 隆 ㊟  
監 査 役 堀 内 武 文 ㊟

(注) 常勤監査役具足彰治、監査役中山正隆及び堀内武文は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主への配当政策を経営上の重要課題と位置づけており、今後の利益配分につきましても「安定かつ高配当」の継続を目指しております。

この方針に基づき、当期の業績等を勘案し、期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金36円

総額 663,674,508円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 2,900,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 2,900,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上



メモ

---

A series of horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内略図

〒530-0005

大阪市北区中之島4丁目2番30号

中央自動車工業株式会社  
本社5階ホール

電話

大阪 (06) 6443-5182 (代表)

## 最寄り駅

### ● JR環状線：

福島駅より南へ徒歩約15分

### ● JR東西線：

新福島駅2番出口より南へ  
徒歩約13分

### ● 阪神電車：

福島駅3番出口より南へ  
徒歩約13分

### ● 地下鉄四つ橋線：

肥後橋駅3番出口より西へ  
徒歩約13分

### ● 京阪中之島線：

中之島駅4番エレベーター  
出口より南へ徒歩約5分



UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。